

ウェブサポート 6-2 各タイプの議論の例

本文のこの部分における、日本の民事訴訟の件数に影響を与える要因相互の関係に関する議論のタイプの分類の仕方は、馬場（2004）を参考にしている（ただし、馬場（2004）は、各タイプの議論に対して批判的であることは注意する必要がある）。

図表 6-11 の①に注目した議論として、たとえば大橋ほか（2001）は次のように述べている。「紛争が起きた場合に（そもそも「紛争」が形成されるプロセスも含めて）、どのような方向を取るかは、様々な次元の意識・観念のほかに、裁判及びそれ以外の制度、当事者間の社会関係などの複数の要因が複雑に絡み合っており、単一の要因で説明するのは困難である」（大橋ほか 2001:84）。ただし、各要因が複雑に絡み合っているということには、要因同士で影響を与えあっているという点も含まれていると考えられる点で、図表 6-11 の②の内容も含んでいる

また、図表 6-11 の②の議論として、たとえば木佐ほか（2015）は次のように述べている。「日本の法制度が訴訟を促進する仕組みになっていないことは、文化説の支持者も認めるであろう。しかし彼らは、そのこと自体、国民全体の支配的法意識の結果であるとして、機能不全説に反論するにちがいない」（木佐ほか 2015:57）。「機能不全説と予測可能性説は、ラムザイヤーが強調するほど対立するものではなく、むしろ多くの状況では多くの状況では補完的なものである。予測の内容に、訴訟遅延、高い訴訟費用、探しにくい弁護士、勝訴しても得られるものの乏しさで行った機能不全の実態をも含めて考えれば、訴訟は非合理的行動であり、訴訟回避は合理的行動なのである」（木佐ほか 2015:59）。また、フット（2006）も次のように述べている。「自己利益を最大化しようという計算をする際に、人々の選択は制度的枠組み—簡単な例を挙げれば、訴訟を提起する際の費用といったもの—に大きく影響される。また同時に、制度的枠組みも、部分的には文化によって形作られる。さらに、「自己利益」の定義も、制度的文化的背景により左右される」（フット 2006:19）。

図表 6-11 の③については、川島武宜が弁護士の少なさと訴訟の少なさの関係について、次のような内容の議論をしている。「このように弁護士の数が少ないということは、訴訟の数が少ないということの原因であるのか、結果であるのか、或いはまた原因でもあり結果でもあるのか（両方がたがいに作用しあっているのか）簡単には断定できない」（川島 1967:136）。

《参考文献》

大橋憲広=奥山恭子=塩谷弘康=鈴木龍也=林研三=前川佳夫=森本敦司（2001）『レクチャー法社会学』法律文化社。

川島武宜（1967）『日本人の法意識』岩波書店。

木佐茂男=宮澤節生=佐藤鉄男=川嶋四郎=水谷規男=上石圭一（2015）『テキストブック現

代司法〔第6版〕』日本評論社.

馬場健一(2004)「訴訟回避傾向再考—『文化論的説明』へのレクイエム」和田仁孝他編『法社会学の可能性』法律文化社 123-146 頁.

フット, ダニエル・H (2006)『裁判と社会—司法の「常識」再考』NTT 出版.